

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## IT投資減税の適用対象となるパソコン

**Q** : 当社は資本金1億円の青色申告法人です。今年創設されたIT投資減税を活用し、各スタッフが使用する10台のパソコンの買い替えを検討しています。

どのようなタイプのパソコンでも、IT投資減税の適用を受けることができるのでしょうか。

**A** : IT投資減税の適用を受けることのできる電子計算機には、次のような要件が定められています。

### 【解説】

IT投資減税とは、パソコンなどIT関連設備を一定額以上（資本金3億円以下の企業の場合ハードウェアで合計140万円以上）取得した場合に、特別償却または、税額控除が受けられるという制度です。

適用対象となる資産はパソコンとその附属設備の他、コピー、ファックス、プリンターインターネット電話設備、ルーター等となりますが、パソコンについては以下のような要件が定められています。

- ・メモリー⇒256メガバイト以上  
(サーバー用は128メガバイト以上)
- ・処理語長⇒32ビット以上

ちなみに、現在店頭で並んでいる新品のデスクトップパソコンやノートパソコンは、この要件をクリアしているものが平均的であるようですが、数年前に発売されたものなどは、この要件をクリアしていないものもあるため、購入の際は十分確認することが必要です。

